

税理士会熊谷支部例会時研修資料

雪害にあった場合の税務上の取扱い（回答）

【質問 1】

店舗兼住宅の場合のトイやテラス等の雪害の処理

【回答 1】

家屋の主要構造に被害はなく、トイ等を修繕した場合。

(1) トイ等が事業分と家事分の双方に必要な構造であった場合

支出した金額を事業分と家事分にあん分し、

- ・事業分は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額を算出する。
- ・家事分は雑損控除の対象（災害関連支出の金額）とする。

(2) トイ等が事業分と家事分の何れかに必要な構造であった場合

- ・事業分は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額を算出する。
- ・家事分は雑損控除の対象（災害関連支出の金額）とする。

※「災害等にあったときの所得税の取扱いのあらまし」P. 21 参照。

【質問 2】

保険金収入があった場合の雪害雑損控除の処理

【回答 2】

損害金額（資産そのものの損失額）と災害関連支出（取壊し・除却費用、修繕費等）との合計額から保険金収入を差引いて雑損控除の額を算出する。

この場合、損害金額等の合計額を上回る保険金等の金額は「非課税」となる。

なお、複数の資産に損害を受け、それぞれ保険金等があった場合、被害のあった資産ごとに上記の計算を行う。

【質問 3】

平成 26 年に保険金が入金になったが、修繕は平成 27 年になる場合の課税関係について教えてください。

【回答 3】

(1) 雑損控除の適用年

雑損控除の計算において、災害のやんだ日の翌日から 1 年以内に行った原状回復のための支出は、災害関連支出とされる。

また、災害のあった年の翌年（平成 27 年）1 月 1 日から 3 月 15 日までの間に支出した災害関連支出は、前年分（平成 26 年分）の雑損控除の計算に含めることができる。

(2) 保険金の扱い

保険金の金額は、損害金額等の合計額から「保険金などにより補てんされる金額」として差引いて雑損控除の額を算出する。

【質問4】

片屋根式アルミ製カーポートが雪害のため倒壊した。

倒壊したカーポートを除去し、新たに従来と比べ堅牢なアルミ製カーポートを設け総額60万円を同年中に支出した。

所得金額200万円、取得価額不明、取得時期約10～15年前、資本的支出の区分が困難のとき、雑損控除の請求は次のとおりでよいか。

- ①60万円×0.3=18万円（現状回復費用）、所得金額200万円×0.1=20万円
20万円-18万円=0円（評価による損失0円）（A）
- ②原状回復費用18万円-5万円=13万円（災害関連支出）（B）
- ③（A）と（B）のうち大きい金額13万円⇒雑損控除額13万円

【回答4】

- (1) 新たにカーポートを設けることは、新たな減価償却資産の取得に当たるので、支出額の内、除去費用が災害関連支出となる。
- (2) 被害を受けた資産の取得価額が分からない場合は、新たに同等の資産を取得したと仮定した金額（再取得価額）をもって取得価額とする。
なお、取得時期は特定する。

【質問5】 事業用資産を新たに取得した時の助成金の取り扱いについて。・・・P.3参照。

【質問6】 保険金の受け取りが修繕費を上回る場合の取り扱いについて（事業用、居住用ともに）。・・・回答2及びP.3以後参照。

【雑損控除の概略】

《雑損控除として控除できる金額》

次の二つのうちいずれが多い方の金額です。

- (A) (差引損失額)-(総所得金額等)×10%
- (B) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

$$\text{※ 差引損失額} = \text{損害金額} + \text{災害関連支出の金額} - \text{保険金などにより補てんされる金額}$$

(1) 損害金額

- イ 被害を受けた資産の「未償却残高相当額」に「被害割合」を乗じて計算する。
- ロ 「減価償却費相当額」は、その資産の通常の耐用年数を1.5倍した年数により、旧定額法に準じて計算する。
- ハ 被害を受けた資産の取得価額が分からない場合は、新たに同等の資産を取得したと仮定した金額（再取得価額）をもって取得価額とする。

(2) 災害関連支出の金額

- イ 取壊し又は除去するために支出した金額。
- ロ 原状回復（修繕）のために支出した金額（(1)の損害金額に相当する部分の支出を除く。）。

従って、修繕のために支出した金額で災害関連支出の金額になるのは、
 $\text{修繕のために支出した金額} - \text{未償却残高相当額} \times \text{被害割合}$ （(1)イの金額）
となります。

農業所得者が雪害を受けた場合等の取扱い

1 撤去等補助金及び保険金等の取扱い

(1) 撤去等補助金

被災した施設の撤去及び修繕並びに農産物再生のための農薬、肥料及び種苗費等の購入費等に対する補助金は、収入金額（雑収入）に算入します。

(2) 保険金（共済金）等

資産に加えられた損害に基因して支払いを受ける保険金等については「非課税」とされます。

ただし、その資産の損失を補填する部分の金額は、その資産の損失額の計算上除かれます。

また、各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額も非課税とされる保険金等から除かれます。

2 農業施設を除却した場合

(1) 資産損失（除却損）の金額 = 【未償却残高】 - 【処分可能額】 - 【保険金等の金額】

※ 未償却残高を上回る保険金等の金額は「非課税」です。

(2) 取壊し・除却費用（付随費用） = 【支出した金額】 - 【保険金等の金額】

※ 1 災害後おおむね 1 年以内に被災した資産について支出したものが付随費用になります。

2 差引く保険金等の金額は、付随費用（撤去費用等）を補償する保険金等です（施設の損失を補償する保険金等は、付随費用から差引く必要はありません。）。

この場合、支出した金額を上回る保険金等の金額は「非課税」です。

3 農業施設を原状回復（修繕）した場合

(1) 資本的支出がない場合

修繕費等の金額 = 【支出した費用の金額】 - 【保険金等の金額】

※ 保険金等の金額が施設の損失を補償するものである場合、上記算式における差引く保険金等の金額は、その資産の未償却残高までの金額です。

この場合、未償却残高を上回る保険金等の金額は「非課税」です。

(2) 修繕費と資本的支出の区分が困難な場合

修繕費等の金額 = 【支出した費用の金額】 × 30% - 【保険金等の金額】

※ 保険金等の金額が施設の損失を補償するものである場合、上記算式における差引く保険金等の金額は、その資産の未償却残高までの金額です。

この場合、未償却残高を上回る保険金等の金額は「非課税」です。

4 固定資産の取得又は改良のための補助金

(1) 年内に国庫補助金等の返還を要しないことが確定した場合

イ 国庫補助金等の金額は、総収入金額に算入しない。

ロ 固定資産の取得に要した金額から国庫補助金等金額を控除した金額をもって取得したものとみなす。

(2) 年内に国庫補助金等の返還を要しないことが確定していないとき

- イ 国庫補助金等の金額は、総収入金額に算入しない。
- ロ 固定資産の取得に要した金額により減価償却費の計算を行う。
- ハ 翌年以後、国庫補助金等の返還を要しないことが確定した年分において、国庫補助金等の金額のうち、その固定資産の減価償却費に相当する金額を総収入金額に算入し、取得価額及び未償却残高の修正を行う。

《 参 考 》

年内に国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合（計算例）

○取得資産等

[取得資産]	農業用ハウス	(平成26年9月取得、耐用年数10年、償却率0.100)
[取得価額]	30,000,000円	
[補助金の額]	27,000,000円	(平成27年4月末交付、同月に返還を要しないことが確定)

1 平成26年における処理

(仕訳例)

農業用ハウス 30,000,000 / 預金 30,000,000

減価償却費 1,000,000 / 農業用ハウス 1,000,000

減価償却費の計算 $30,000,000 \times 0.100 \times 4 / 12 = 1,000,000$

2 平成27年の期中における処理（4月末）

4月までの減価償却費の計算 $30,000,000 \times 0.100 \times 4 / 12 = 1,000,000$

4月末の未償却残高

$30,000,000 - 1,000,000 - 1,000,000 = 28,000,000$

(H26年分) (H27年分)

総収入金額に算入する金額

$27,000,000 - 27,000,000 \times \frac{28,000,000}{30,000,000} = 1,800,000$

修正後の取得価額 $30,000,000 - 27,000,000 = 3,000,000$
(取得価額) (補助金の額)

修正後の未償却残高 $28,000,000 - 27,000,000 + 1,800,000 = 2,800,000$
(修正前未償却残高) (補助金の額) (総収入金額に算入する金額)

(仕訳例)

減価償却費 1,000,000 / 農業用ハウス 1,000,000

預金 27,000,000 / 農業用ハウス 27,000,000

農業用ハウス 1,800,000 / 雑収入 1,800,000

雪害等により被害を受けられた方へ

この度の雪害等により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
雪害等により、住宅・家財などに被害を受けられた方には、所得税の軽減措置が適用される場合がありますので、その措置のあらましと手続についてお知らせします。

1 所得税の軽減・免除とは

所得税の軽減措置には、所得税法に基づく雑損控除（所得控除）と災害減免法に基づく軽減免除（税額控除）の二つの方法があり、確定申告でどちらか有利な方法を選択して、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

2 次のような方が対象となります

(1) 雑損控除

イ 住宅や家財の損壊などによる損害額と災害関連支出の合計額（保険金などによって補填される金額を控除します。）が、被害を受けた年分の所得金額の10分の1相当額を超える方

ロ 被害を受けた資産の取壊し費用などの災害関連支出の金額が、5万円を超える方
※ イとロの両方に該当する場合は、いずれか多い金額が雑損控除額となります。

(2) 災害減免法

住宅や家財についての損害額（保険金などによって補填される金額を控除します。）が、その住宅や家財（自己が所有する家財全体を指します。）の価額（時価）の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方

※ 対象となる資産とは、生活に通常必要な住宅、家財（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置等）などの資産をいいます。

3 申告手続に必要なもの

確定申告には、次のような書類等が必要となります。

- (1) 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額）が分かるもの
- (2) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるもの及び領収証等
- (3) 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額の分かるもの
- (4) ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の場合には、被害を受けた年分（平成26年分）の給与所得の源泉徴収票の原本）
- (5) 所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご自分の名義の口座に限ります。）の分かるもの
- (6) 印鑑
- (7) り災証明書（市町村から交付を受けている場合）

4 雑損控除と災害減免法について

区分	雑損控除	災害減免法
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用固定資産(注1)、山林、生活に通常必要でない資産(注2)は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額(時価)の2分の1以上である場合に限られます。
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の㊸と㊹のうちいずれか多い方の金額です。 ㊸ 差引損失額－所得金額の10分の1 ㊹ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注)㊸ 差引損失額＝損害金額(災害関連支出の金額を含みます。)-保険金などによって補填される金額 ㊹ 災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財等を取壊し又は除去するための費用や原状回復・損壊防止のための支出	被害を受けた年分の所得金額 …所得税の軽減額 500万円以下…全額免除 500万円超 750万円以下…2分の1の軽減 750万円超 1,000万円以下…4分の1の軽減
参考事項	㊸災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ㊹損失額がその年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	㊸被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限りです。 ㊹「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

(注1)ビニールハウスなど事業用固定資産の損失額は、その年の事業所得等の必要経費となります。

(注2)生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象となりませんが、その年か翌年に総合譲渡所得があれば、その所得から控除できます(株式等の譲渡や土地・建物等の譲渡による分離譲渡所得からは控除できません。)

5 車両及びその車両のカーポートに被害を受けた方の損失額について

	車 両	カーポート
共通	① 取得価額(再取得価額)×0.9×減価償却率×経過年数＝減価償却費・・・A ② 自動車の取得価額－A(減価償却費)＝被災直前の時価相当額・・・B ③ B(被災直前の時価相当額)×被害割合－保険で補填される金額 ＝損失額 ※被害割合は個々の被害状況を踏まえて合理的に算定します。	
耐用年数	普通自動車：6年の1.5倍⇒9年(償却率0.111) 軽自動車：4年の1.5倍⇒6年(償却率0.166) ※新車で購入の場合	45年の1.5倍⇒67年(償却率0.015)

※ 車両及びその車両のカーポートなどについては、生活に通常必要な資産と認められる場合は、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要な資産とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、その車両の保有目的や使用状況等を総合勘案して判断することになります。

※ 詳しくは、最寄りの税務署(個人課税部門)・電話相談センターにお尋ねください。

関東信越国税局・税務署

平成26年2月の大雪により

車庫（カーポート）や自家用車に被害を受けられた方へ （雑損控除の計算明細書）

この「雑損控除の計算明細書」は、平成26年2月の大雪によりご自身や扶養親族が所有する車庫や自家用車に被害を受けた方が雑損控除の適用を受ける場合に使用するものです。

住所		氏名	
----	--	----	--

1 被害を受けた車庫（カーポート）や車両の状況

損失の金額は、次の計算式となります。

【損失の金額 = (被害を受けた資産の取得価額 - 減価償却費累計額相当額) × 被害割合】

資産の種類	被害を受けた資産の取得価額 (①)	償却率 (②)	経過年数 (③)	減価償却費累計額相当額 (④)
車庫	円	0.9	年	円
自家用車	円	0.9	年	円

資産の種類	被害を受けた資産の取得価額 (①)	減価償却費累計額相当額 (④)	被害割合 (⑤)	損失の金額 (⑥)
車庫	円	円	%	円
自家用車	円	円	%	円

- 被害を受けた資産の取得価額①が分からない場合には、新たに取得したと仮定した金額（再取得価額）を取得価額とします。
- 償却率②は、下の償却率表をご覧ください。
- 経過年数③に6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
- 被害割合⑤は、り災証明書等に基づき、下の被害割合表を参考にしてください。
- 被害割合が50%以上の場合で、後日、被害を受けた車庫等を取り壊した場合には、被害割合は100%として計算してください（この場合における修繕費の支出は計上することができません。）。

【償却率表】

資産の種類	名称等	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
車庫	カーポート	45年	67年	0.015
自家用車	普通車	6年	9年	0.111
	軽自動車	4年	6年	0.166

【被害割合表】

損壊の区分	被害割合
全壊	100%
半壊	50%
一部損壊	5%

2 修繕等の状況

資産の種類	修繕費用の 支払年月日	支払先の名称等	支払金額 (⑦)
車庫	・ ・		円
自家用車	・ ・		円

- ・ 修繕費用は、平成27年3月16日までに実際に支払った金額が対象になります。
- ・ 領収書等をもとに支払先の名称等を記載してください。
- ・ 資本的支出（被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すための支出や新しく建て直した場合の支出）がある場合、その部分は対象となりません。
- ・ 現状回復部分（修繕費用）と資本的支出部分の区分が困難な場合は、支払った金額の30%の金額が⑦に入ります。

3 雑損控除の金額（表面で計算した金額を転記してください。）

(1) 被害を受けた車庫や車両などの損失の金額を基礎に計算

資産の種類	損失の金額 (表面の⑥)	災害関連支出の 金額※	保険金等で 補填される金額	雑損控除の 対象額 (⑧)
車庫	円	円	円	円
自家用車	円	円	円	円
				(合計) 円

※ 「災害関連支出の金額」とは、災害により被害を受けた車両、車庫などの取壊し又は撤去等をするために支出した金額に、⑦の金額のうち⑥の金額を超える部分の金額を加算した金額をいいます。

資産の種類	雑損控除の 対象額 (⑧)	総所得金額等	雑損控除の金額 (赤字の場合は0)
車庫	円	円	A 円
自家用車	円	円	円
$\left(\text{雑損控除の対象額} - \text{総所得金額等} \times 0.1 \right) = \text{雑損控除の金額}$			

(2) 修繕費用の支払金額を基礎に計算

資産の種類	⑦の金額のうち ⑥の金額を超え る部分の金額	災害により被害を受けた車両、車庫などの取壊し又は撤去等をするために支出した金額	保険金等で 補填される金額	雑損控除の金額 (赤字の場合は0)
車庫	円	円	円	円
自家用車	円	円	円	円
$\left(\text{災害関連支出} - 5\text{万円} \right) = \text{雑損控除の金額}$				(合計) B 円

(3) 雑損控除の金額

A 円	と	B 円	のいずれか多い方の金額	雑損控除の金額 円
-----	---	-----	-------------	--------------

事業（農業）所得者が受け取る見舞金や補助金等の課税関係

災害に伴い、事業に関連して市町村等から受け取る見舞金や補助金等についての課税上の判定は、所得税の計算上（又は課税上）以下のとおり取り扱われます。

1 所得税非課税とされるもの

心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金等

ただし、その資産が事業用の固定資産である場合は、その資産に係る資産損失額から、その損失を補填する金額として差し引きます。

（例）災害により農業用ビニールハウスが損壊したため、〇〇市から見舞金として3万円支給された。

⇒ 見舞金3万円をその損失金額から控除した金額を農業用ビニールハウスの資産損失額とする。

2 事業所得の収入金額となるもの

事業用資産の修繕等のために受けた補助金（建物修繕の補填、撤去費用の補填、借入金利息の補填など）又は、棚卸資産等に受けた損失に対応する補助金は、事業所得の収入として計上する。

（例）被害にあった農機具を修繕するために支給された補助金

3 事業用資産の取得価額から差し引く（国庫補助金等として取り扱う）もの

被害を受けた事業用資産に対する支援として、事業用資産の取得又は改良のために、市町村等から交付を受けた国庫補助金については、その目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合に限り、固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は総収入金額に算入しない（詳細は裏面）。

<国庫補助金等の総収入額不算入制度>

制度の趣旨	国庫補助金の受入れに伴い課税利益が生ずるものとした場合には、その国庫補助金によって取得を予定された資産の取得資金が税の額だけで不足することとなり、その取得ができなくなる可能性があるため、その調整のための手段として設けられた制度である。
国庫補助金等の範囲	①国の補助金又は給付金 ②地方公共団体の補助金又は給付金 ③所令89各号に規定する助成金又は補助金
交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良	①固定資産は所法28において定められている。 ②固定資産の改良とは、所令181の資本的支出というものと解されている。 ③交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良を適用要件の一つとしており、このことは、経費補助金はこの規定の適用がないことを明らかにしているものとみるべきである。
返還不要の確定	国庫補助金等については、返還条件などが付されていることが多いため、返還不要が確定しているかどうかの判定は、個々の国庫補助金等ごとに検討し判断する。

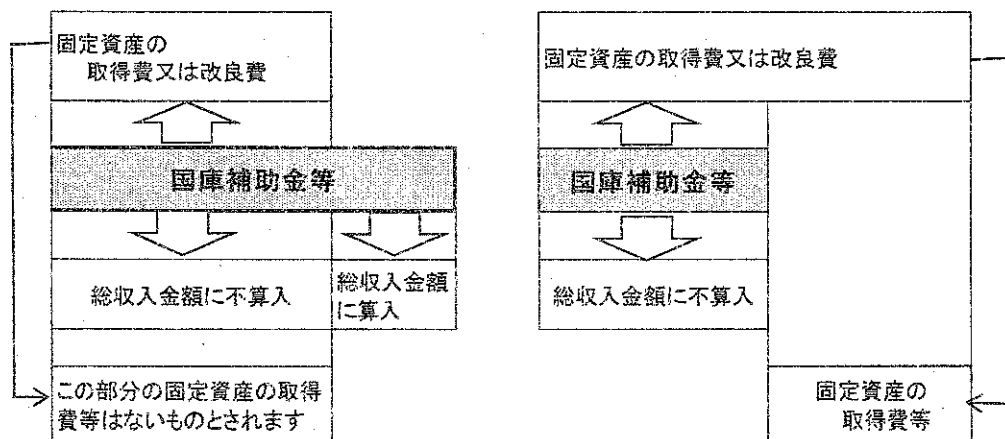
国庫補助金等としての取扱い

市町村等から交付を受ける補助金又は給付金等（以下「国庫補助金等」という。）については、返還の要否が確定しているかによって次のとおり取り扱われます。

(1) 返還の要否が確定している場合

市町村等から国庫補助金等の交付を受け、その年にその国庫補助金等によりその交付目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合で、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年12月31日までに確定した場合には、その国庫補助金等のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされています（所法42①）。

また、国庫補助金等の交付に代えて固定資産の交付を受けた場合にも、その固定資産の時価相当額は、総収入金額に算入しないこととされています（所法42②）。



(計算例)

地方公共団体より交付を受けた補助金 50万円
交付の目的である固定資産の取得代金 100万円

- 1 補助金に係る収入金額
(補助金) (取得代金)
50万円 < 100万円 ⇒ 補助金に係る収入金額は0
- 2 固定資産取得費
(取得代金) (補助金)
100万円 - 50万円 = 50万円 (固定資産の取得費)

(2) 返還の要否が確定していない場合

国庫補助金等の返還を要しないことがその交付を受けた日の12月31日までに確定していない場合についても、国庫補助金等相当額はその年分の総収入金額に算入しないこととされています（所法43①）。

ただし、翌年以降にその国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合には、次の算式で計算した金額を、その確定した日の属する年分の事業所得等の金額の総収入金額に算入することとなります（法43②、令91①）。

<算式>

返還を要しないことが 確定した金額(A)	— (A) ×	返還を要しないことが確定した日 における国庫補助金等によって 取得した固定資産の帳簿価額 国庫補助金等によって取得した 固定資産の取得価額	=	総収入金額 算入額
-------------------------	---------	---	---	--------------

災害等にあったときの所得税の取扱いのあらまし

平成 26 年 10 月
関東信越国税局

(注) この情報は、所得税法及び災害減免法に規定する一般的な災害関連税制のあらましです。
また、東日本大震災による被害については、平成 23 年 12 月「東日本大震災により損害を受けた場合の所得税の取扱い」も併せて活用願います。

《目 次》

I 各種制度の概要

第1章 災害に関する所得税の減免措置等

- 1 災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 資産に係る損失の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 雑損控除

- 1 雑損控除の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 雑損控除の対象となる資産等（損失）の範囲・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 損失額の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 見舞金、災害義援金等に関する取扱い

- 個人が見舞金、災害義援金等を受け取った場合・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 申告・納付などの期限の延長

- 1 期限の延長の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 期限の延長の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

II 質疑応答編

- 1 雑損控除の対象となる災害等の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 雑損控除の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 車両及び車庫に被害を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4-1 住宅に被害を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4-2 住宅の屋根瓦が落下する被害を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 店舗併用住宅に被害を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 自宅の門塀に被害を受けた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 災害関連支出の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 8 住宅の修繕費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 9-1 塀の原状回復費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 9-2 隣家の塀の原状回復費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 10 借家の原状回復のための修繕費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 11 雪下ろし費用等を支出した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 12 損害を補填する保険金等の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 13 保険会社から支払われる保険金等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 14-1 減価償却費累積額相当額の計算①（耐用年数の基本的な考え方）・・・・ 31
- 14-2 減価償却費累積額相当額の計算②（中古資産の耐用年数の考え方）・・・・ 32
- 14-3 減価償却費累積額相当額の計算③（償却可能限度額の考え方）・・・・ 33
- 14-4 減価償却費累積額相当額の計算④（経過年数の計算）・・・・・・・・ 34
- 15 事業用固定資産に生じた損失の金額の計算方法・・・・・・・・・・・・ 35
- 16-1 農業用固定資産が滅失した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 16-2 農業用固定資産を修繕した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 17-1 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い①・・・・・・・・・・ 37
- 17-2 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い②・・・・・・・・・・ 38
- 17-3 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い③・・・・・・・・・・ 39
- 17-4 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い④・・・・・・・・・・ 40
- 18 災害等による消費税の選択届の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 19 「り災証明書」の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

I 各種制度の概要

第1章 災害に関する所得税の減免措置等

1 災害

災害とは、①震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び②火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに③害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます（所法2①十九、所令9、災免法1）。

2 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要

災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のいずれか有利な方法を選択することによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

これらの制度の概要は、次のとおりです。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失（所法72①）	災害による損失のみ（災免法2）								
対象となる資産の範囲等	居住者又はその者と生計を一にする一定の親族の有する資産（生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産、事業に係る繰延資産、山林を除く。）（所法70③、72①、51①③）（注1）	自己又は一定の親族が有する住宅又は家財のみ（災免法2）。（注2、3） ただし、損害額が住宅や家財の2分の1以上であること								
控除額又は所得税の軽減額	控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額 ① 損失の金額－所得金額の10分の1 ② 損失の金額のうち災害関連支出（注4）の金額－5万円 ※ 損失の金額＝損害金額－保険金などで補填される金額	税額控除額は、次の額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>所得税の軽減・減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	所得税の軽減・減免額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
合計所得金額	所得税の軽減・減免額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	○ 手続に際しては、大震災に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書が必要です。 ○ 損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限られます。 ○ 手続に際しては、「損失額の明細書」が必要です。								

（注1）生活に通常必要でない資産とは、①競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除きます。）その他射こう的行為の手段となる動産、②通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所

有する不動産、③一個又は一組の価額が30万円を超える貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品、書画、骨とう及び美術工芸品をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません、その年及びその翌年の総合課税の譲渡所得から控除することができます（所令178①②）。

(注2) 災害減免法第2条に規定する「住宅」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも、生活の本拠であることを必要としません。たとえば、2か所以上の家屋に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居しているときは、そのいずれも「住宅」となります。また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、「住宅」に含まれます（災免通2）。

(注3) 災害減免法第2条に規定する「家財」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家財で、日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます（災免通4）。

(注4) 災害関連支出とは、次の支出をいいます（所令206①一～三）。

- ① 災害により自己又は一定の親族の有する資産（以下「住宅家財等」といいます。）が滅失し、損壊し又はその価値が減少したことによる当該住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出
- ② 災害により住宅家財等が損壊し又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出
 - i 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ii 当該住宅家財等の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該住宅家財等の損失の金額に相当する部分の支出を除きます。）
 - iii 当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
- ③ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

3 資産に係る損失の取扱い

資産に係る損失の取扱いについては、次のとおりとなります。

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価
所得税法及び繰延資産の規定	(1) 不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される資産(事業用資産)	取壊し、除却、滅失(損壊による価値の減少を含む。)その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51①)。	1 青色申告者の場合、その年に純損失が生じたときはその純損失の金額は、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70①、140)。 2 白色申告者の場合、その年に純損失が生じ、かつ、その純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70②)。	1 その資産の取得費等を基礎として計算する。 2 家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産については、償却費の累積額又は減価の額を控除して計算する。 3 昭和27年12月31日以前から引き続き所有している資産の取得費等については、昭和28年1月1日における相続税評価額に置きかえる。 4 保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額は除かれる(所法 51、62、所令 142、143、178)。
		災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。	
		災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。		
	(3) 不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基となる資産((1)(2)及び(6)に該当するものを除く)	災害、盗難、横領	1 損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。 又は、 2 雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法 72)。	1 なし 2 損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 71)。	1 固定資産の事業用のものの場合と同じ。 2 (1) 損失の生じた日の時価により計算する (2) 保険金、損害賠償金等により補填されるものは除かれる(所法 72、所令 206)。
		災害、盗難、横領以外の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。	なし	固定資産の事業用のものの場合と同じ。

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価
	(4) 上記以外の資産(業務に係るものを除く)	災害、盗難、横領	雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法72)。	損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法71)。	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等により補填されるものは除かれる(所法72、所令206)。
		災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。		
	(5) 棚卸資産	事由を問わない	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法37、47、所令104)。	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	期末棚卸資産の評価を通じて計算する(所法47)。ただし、棚卸資産の災害による損失を翌年以後に繰り越す場合における損失額は、被災直後の取得価額を基として計算する(所法70②)。
	(6) 山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法51③)	同上	固定資産の事業用のものの場合と同じ。
災害減免法の規定	住宅及び家財	災害	○所得金額の合計額が500万円以下の場合 …所得税全額免除 ○500万円を超え750万円以下の場合 …所得税50%軽減 ○750万円を超え1,000万円以下の場合 …所得税25%軽減(災免法2)	なし	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等で補填されるものは除かれる。(災免令1)

第2章 雑損控除

1 雑損控除の概要

居住者又はその者と生計を一にする一定の親族(配偶者その他の親族で総所得金額等の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のものをいいます(所令205①。))の有する資産(生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産、事業に係る繰延資産、山林を除きます。)について災害等による損失が生じた場合(その災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含みます。)において、その年における当該損失の金額(当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。)の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除することができます(所法72①)。

① その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額)が5万円以下である場合(その年における災害関連支出の金額がない場合を含みます。)

その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の10分の1に相当する金額

② その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円を超える場合

その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額と①に掲げる金額とのいずれか低い金額

③ その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合

5万円と①に掲げる金額とのいずれか低い金額

法令の規定を要約すると、雑損控除額は、次のいずれか多い方の金額となります。

$$i = \text{損失の金額} - \text{所得金額の10分の1}$$

$$ii = \text{損失の金額のうち災害関連支出の金額} - \text{5万円}$$

(注) $\text{損失の金額} = \text{損害金額} - \text{保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額}$

2 雑損控除の対象となる資産等(損失)の範囲

(1) 資産の範囲

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする一定の親族(その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下であるもの)の有する生活に通常必要な住宅や家財などの資産です(所法72①)。

なお、次に掲げる資産は雑損控除の対象とはなりません。

① 生活に通常必要でない資産(所令25、178)

- i 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ii 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産
- iii 生活に通常必要な動産のうち一個又は一組の価額が 30 万円を超える
 - ㊦ 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
 - ㊧ 書画、骨とう及び美術工芸品
- iv 生活に通常必要でない動産
 - ㊨ 棚卸資産
 - ㊩ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産
 - ㊪ 山林

【参考】雑損控除の対象となる資産の範囲

資産の区分	資産の内容		雑損控除の範囲
生活用資産	不動産	居住の用に供しない住宅で主として趣味、娯楽又は保養の用に供するもの、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産	雑損控除の対象資産
		上記以外	
	生活に通常必要な動産	下記以外 一個又は一組の価額が 30 万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品等	雑損控除の対象資産
		生活に通常必要でない不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）	
事業用資産	競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産		雑損控除の対象資産
	棚卸資産		
	不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分（未償却残高）		
	山林		
業務用資産	不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供される資産		雑損控除の対象資産

(注) 業務用資産については、不動産所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される資産の損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額）を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます（所法 51④、所基通 72-1）。

(2) 災害に関連して支出をした場合（災害関連支出）

災害に関連して、次に掲げる支出をした場合には、雑損控除の対象となります（所令 206①）。
 なお、災害関連支出をした場合には、当該支出をした金額はその支出をした日の属する年分の

雑損控除の対象となる損失の金額となりますが、災害等のあった年の翌年3月15日以前に支出した金額は当該災害等のあった年分の損失の金額とすることができます（所基通72-5）。

イ 災害により住宅家財等が滅失し、損壊し又はその価値が減少したことによる当該住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出（災害後おおむね1年以内のもの）

ロ 災害により住宅家財等が損壊し又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となった場合において、その災害等のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出

① 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

② 当該住宅家財等の原状回復のための支出（当該住宅家財等の損失の金額に相当する部分の支出を除きます。）

③ 当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

ハ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

（注1） 災害により損壊した資産について支出する金額のうち、

① その支出により、当該資産の取得の時に当該資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

② その支出により、当該資産の取得の時に当該資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時に当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

は、原状回復のための支出には含まれず、資本的支出として、その資産の取得価額に加算することとされています（所令181）。

（注2） 災害に関連して支出した金額で、原状回復のための支出の部分の額と資本的支出の部分の額とに区分することが困難なものについては、その支出した金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する額）を資本的支出の部分の額とすることができます（所基通72-3）。

【参考】雑損控除の対象となる損失の範囲

損失の金額の範囲	損失の金額の内容	
損失額	住宅家財等の損失の金額	
災害関連支出	(1)	災害後おおむね1年以内の住宅家財等の取壊し又は除去のための支出など
	(2)	災害により住宅家財等が損壊した場合の災害等のやんだ日の翌日から1年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年を経過した日）の前日までにした①災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出、②当該住宅家財等の原状回復のための支出（当該住宅家財等の損失の金額に相当する部分の支出を除きます。）、③当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
	(3)	災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合の被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

3 損失額の計算

(1) 損失の金額の計算方法

損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（被災直前の資産の時価）を基礎として計算します（所令 206③）。

なお、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額（いわゆる「簿価」）を基礎として計算することができます（所令 206）。

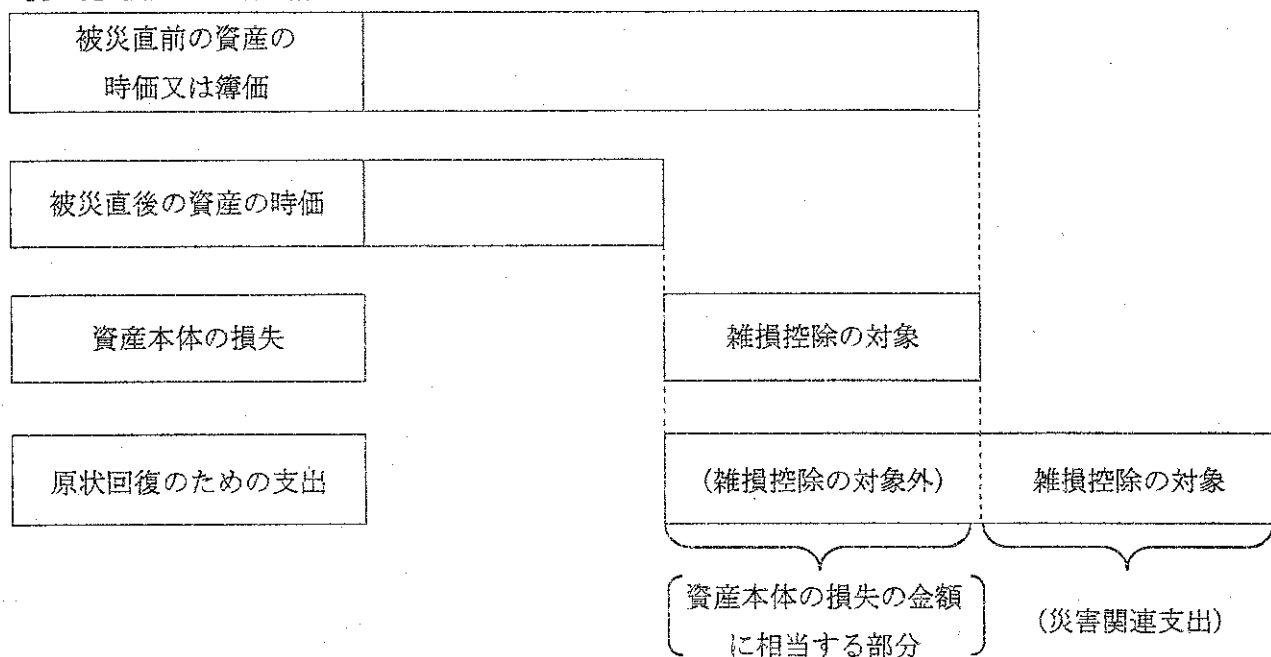
(注) 「減価償却費累積額相当額」とは、その取得から譲渡までの間に業務の用に供されていた期間のない資産の場合には、その資産の耐用年数の 1.5 倍の年数に対応する旧定額法の償却率により求めた 1 年当たりの減価償却費相当額にその資産の取得から災害等により損失が生じたときまでの期間の年数（経過年数）を乗じて計算した金額をいいます。

なお、経過年数に 6 月以上の端数がある場合には 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てます。

$$\text{損失の金額} = \text{被災直前の資産の時価（又は簿価）} - \text{被災直後の資産の時価}$$

(注) 保険金、共済金及び損害賠償金等で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失の金額となります。

【参考】損失の金額の構成



(2) 損失額の合理的な計算方法

損害を受けた資産について、個々に損失の金額を計算することが困難な場合には、次の計算方法（以下「損失額の合理的な計算方法」といいます。）により計算して差し支えありません。

なお、損失額の合理的な計算方法により計算された損失の金額が、実態とそぐわないような場合には、個々の具体的事案に妥当する損失の金額の計算を行います。

損失額の合理的な計算方法の概要は次のとおりです。

イ 損失の金額計算に当たっての資産の区分

損失の金額は、次の資産の区分に応じ計算します。

- ① 住宅
- ② 家財（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置などの生活に通常必要な動産で、③を除きます。）
- ③ 車両

ロ 住宅に対する損失の金額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費累積額相当額を控除した金額に被害割合を乗じた金額

$$\text{損失の金額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費累積額相当額}) \times \text{被害割合}$$

② ①以外の場合

住宅の所在する地域及び構造の別により「地域別・構造別の工事費用表」により求めた当該住宅の1㎡当たりの工事費用に当該住宅の総床面積を乗じて計算した取得価額相当額から、取

得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費累積額相当額を控除した金額に被害割合を乗じた金額

$$\text{損失の金額} = \left[\left(\text{1 m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積} \right) - \text{減価償却費累積額相当額} \right] \times \text{被害割合}$$

ハ 家財に対する損失の金額の計算

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費累積額相当額を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額

$$\text{損失の金額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費累積額相当額}) \times \text{被害割合}$$

② ①以外の場合

家族構成等の別により「家族構成別家財評価額」により求めた金額

$$\text{損失の金額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

ニ 車両に対する損失の金額の計算

車両の取得価額から、取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費累積額相当額を控除した金額

$$\text{損失の金額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費累積額相当額}) \times \text{被害割合}$$

ホ 損失の金額の計算における留意点

- ① 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、所得税法施行令第 85 条《非事業用資産の減価の額の計算》の規定により、通常の耐用年数に 1.5 を乗じて計算した年数によることとなること及び償却方法は旧定額法となります。
- ② 損失の金額は、保険金、共済金及び損害賠償金等で補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額となります。
- ③ 損失の金額には、被災した住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます。

第3章 見舞金、災害義援金等に関する取扱い

個人が見舞金、災害義援金等を受け取った場合

個人が支払を受ける見舞金や災害義援金等（以下「見舞金等」といいます。）で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています（所法9①十六、十七、所令30、所基通9-23、相基通21の3-9）。

見舞金等は、一般的には、損失の金額の補填に充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれませんが、見舞金等の名称で支払を受け取る金品であっても、雑損控除又は災害減税法による税金の軽減免除の適用対象となる資産（以下「対象資産」といいます。）の損失の金額を補填する目的で支払われるものについては、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれることとなります。

なお、次の①又は②に掲げるものは、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれるものとして取り扱われます（所基通51-6、72-6）。

- ① 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- ② 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

【参考】個人が損害賠償金を受領した場合の課税関係

給付原因		課税関係	具体例		
身体の障害又は心身に加えられた損害につき支払を受けるもの	見舞金	非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金		
	慰謝料その他精神的な補償	非課税 (所令30一)	示談金、慰謝料		
	給与又は収益の補償	非課税 (所令30一)	給与又は事業の収益の補償として加害者から受けるもの		
資産の損害につき支払を受けるもの	店舗・車両などの固定資産	見舞金	非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金（ただし収入金額に代わる性質を有するものを除く）	
		資産そのものの損害の補償	突発的なもの	非課税 (所令30二)	事業用資産（ビニールハウス等）の損害により受ける損害賠償金、火災保険金（ただし必要経費に算入されるものを除く）
			補償を約したもの	課税 (所令95)	
	業務の休止等に対する収益の補償	課税 (所令94①二)	復旧期間中の休業補償金		
	棚卸資産など	課税 (所令94①一)	棚卸資産の火災保険金		
必要経費に算入される金額を補填するために受けるもの		課税 (所令30)	仮店舗の賃借料その他通常の維持管理費用などを補填するもの		

第4章 申告・納付などの期限の延長

1 期限の延長の概要等

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができます（通法 11）。

(1) 災害その他やむを得ない理由

「災害その他やむを得ない理由」とは、国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する行為（以下、この条関係において「申告等」という。）の不能に直接因果関係を有するおおむね次に掲げる事実をいい、これらの事実を基因して資金不足を生じたため、納付ができない場合は含まれません（通基通 11 条関係 1）。

- ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- ③ 申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

(2) 行為をすることができない

申告等の「行為をすることができない」とは、物理的に申告等の行為をすることが不可能であることをいい、災害等に基因して納付資力を喪失したような場合には、納税の猶予等が適用されます。

(3) 国税に関する法律に基づく申告等の期限

「国税に関する法律に基づく申告等の期限」には、当該法律に基づいて定められている行政処分（更正決定等）により定めた期限も含まれますが（通基通 11 条関係 2）、①単に計算の基準となっている期間の末日、②課税内容を定める際に基準となる期間の末日、③一定事実の判断の基準としている特定の日又は期間の末日は、いずれも適用されません。

なお、国税に関する法律で別段の定めを設けている期限にあつては、当該規定を適用することになります。

(注 1) 期限の延長の対象とならないものとして、例えば、予定納税基準額の計算の基準日（その年の 5 月 15 日）（所法 105①）、年の中途で出国する場合又は確定申告書提出義務者が出国する場合における所得税の確定申告書提出期限とその納期限（所法 127①）などは、期限の延長の対象となりません。

(注 2) 別段の定めを設けている期限として、例えば、不服申立期間（通法 77③）などがあります。

2 期限の延長の方法

(1) 地域指定による延長

国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく期限までに申告等の行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとされています（通令 3①）。

(2) 個別指定による延長

地域指定されていない場合、納税地を所轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の

期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出すれば、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

(注) 「災害のやんだ日」とは、申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした者が、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日などになります。

Ⅱ 質疑応答編

1 雑損控除の対象となる災害等の範囲

問 雑損控除の対象となる災害とは、どのようなことをいいますか。

(答)

雑損控除の対象となる「災害」とは、次に掲げることをいいます。

- ① 震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害
- ② 火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害
- ③ 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

(注) 平成 26 年中に発生した大雪(2月)、集中豪雨(7月～8月)、茨城県南部を震源とする地震(9月16日)、御嶽山の噴火(9月27日)などにより被害を受けた場合には、雑損控除の対象となります。

【法令等】

所法2①二十七、所令9、災免法1

2 雑損控除の対象となる資産

問 雑損控除の対象となる資産は、どのような資産ですか。

(答)

1 雑損控除の対象となる資産

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する生活に通常必要な資産です。

生活に通常必要な資産とは、例えば、次に掲げる資産をいいます。

- (1) 住宅(次の2(2)に該当するものを除きます。)
- (2) 家財(家具、什器、衣服、書籍、暖房装置などで、次の2(3)に該当するものを除きます。)
- (3) 車両(専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合的に勘案して、生活に通常必要な資産と認められるものに限り。)

2 雑損控除の対象外の資産

次に掲げる資産(生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産)は、この対象から除かれています。

- (1) 競走馬(その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除きます。)その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産
- (3) 生活に通常必要でない動産並びに生活に通常必要な動産のうち1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品等
- (4) 棚卸資産
- (5) 事業の用に供される固定資産
- (6) 繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分
- (7) 山林

【法令等】

所法51①③、70③、72①、所令25、140、178①一、二、三、所基通72-1

3 車両及び車庫に被害を受けた場合

問 災害により車庫（カーポートなど）が倒壊するとともに、車両が破損しました。
この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

（答）

1 雑損控除の取扱い

（1）車両

車両に被害を受けた場合、当該車両が生活に通常必要な資産に当たるかどうかにより雑損控除の適用を判断することになります。

例えば、専ら通勤等に使用している車両については、一般的に、生活に通常必要な資産に該当すると認められますから、その車両について生じた損失の金額は雑損控除の対象となります。

なお、事業の用に供している車両について生じた損失の金額は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することになりますので、雑損控除の対象とはなりません。

（注）車両が、生活に通常必要な資産に当たるかどうかの判断は、その保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

したがって、趣味、娯楽のために所有する車両は、生活に通常必要な資産として認められませんので、その損失の金額は雑損控除の対象となりません。

（2）車庫

車庫は、車両の所有に伴い使用されるものと認められますから、車庫が倒壊したことによる損失が雑損控除の対象となるかどうかは、当該車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

したがって、一般的に、専ら通勤等に使用する車両など生活に通常必要なものと認められる車両の保管場所となる車庫は、雑損控除の対象となります。

2 損失の金額の計算方法

車両及び車庫について生じた損失の金額は、次のいずれかの方法により、個々に計算した金額となります。

① 時価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \boxed{\text{被災直前の資産の時価}} - \boxed{\text{被災直後の資産の時価}}$$

（注）保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くこととなります。

② 簿価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{資産の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費}} \right) - \boxed{\text{被災直後の資産の時価}}$$

累積額相当額

（注1）減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に 1.5

を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

(注2) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くことになります。

なお、上記の方法により計算することが困難な場合には、次の方法（損失額の合理的な計算方法）により計算して差し支えありません。

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{資産の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費累積額相当額}} \right) \times \boxed{\text{被害割合}}$$

(注1) 資産の取得価額が不明な場合には、その資産と同一の新品資産を購入すると仮定した場合の取得価額（再取得価額）として差し支えありません。

(注2) 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

【法令等】

所法 51、72、所令 85

4-1 住宅に被害を受けた場合

問 災害により（親族が所有する）住宅に被害を受けました。
この場合、雑損控除の取扱いはどうになりますか。

（答）

1 雑損控除の取扱い

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の総所得金額等が38万円以下の方が所有する資産となります。

したがって、その親族と生計を一にし、かつ、その年分における親族の方の総所得金額等が38万円以下である場合、その親族が所有する住宅について生じた損失も、（あなたの）雑損控除の対象となります。

（注1）親族とは、配偶者、六親等内の血族及び三親等内の姻族のことをいいます。

（注2）生計を一にするかどうかは、その損失が生じた日又は現実に災害関連支出を支出した日の現況において判断します。

2 損失の金額の計算方法

住宅について生じた損失の金額は、次のいずれかの方法により計算した金額となります。

① 時価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \boxed{\text{被災直前の住宅の時価}} - \boxed{\text{被災直後の住宅の時価}}$$

（注） 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合にはこれを差し引くことになります。

② 簿価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{住宅の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費}} \right) - \boxed{\text{減価償却費}} - \boxed{\text{被災直後の住宅の時価}}$$

（注1） 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

（注2） 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くことになります。

なお、上記の方法により計算することが困難な場合には、次の方法（損失額の合理的な計算方法）により計算して差し支えありません。

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{住宅の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費}} \right) \times \boxed{\text{被害割合}}$$

- (注1) 住宅の取得価額が不明な場合には、住宅の所在する地域及び構造の別により「地域別・構造別の工事費用表」により求めた当該住宅の1㎡当たりの工事費用に当該住宅の総床面積を乗じて計算して差し支えありません。
- (注2) 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。
- なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
- (注3) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くことになります。

【法令等】

所法 51、72、所令 85、所基通 72-4、民法 725

4-2 住宅の屋根瓦が落下する被害を受けた場合

問 地震により自宅の屋根瓦が落下する被害を受けました。
この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

1 屋根瓦の一部が落下した場合

屋根瓦の一部が落下する被害を受けた場合で、住宅自体に他に大きな被害がなく、住宅本体の損失額(屋根瓦の被害を含む損失額)が僅少であると認められるときは、原状回復のために支出した額(災害関連支出の額)をもって雑損控除を適用して差し支えありません。

(注1) 上記の場合に、原状回復のための支出額を住宅本体の損失として雑損控除を適用しても差し支えありません。

(注2) 屋根瓦の一部が損壊した場合のみに限らず、「壁の一部にひびが入った場合」、「ガラスの一部が割れた場合」やそれらの被害が複合的に発生した場合であっても、住宅自体に他に大きな被害がなく、住宅本体の損失額が僅少であると認められるときは、本問と同様の考え方で雑損控除を適用して差し支えありません。

2 屋根瓦の大半が落下するなど住宅に大きな被害があった場合

屋根瓦の大半が落下するなど、住宅本体に甚大な損害が生じている場合には、住宅について生じた損失の金額が、雑損控除の対象となります。

なお、その損害に係る原状回復のための支出をした場合、その支出額が住宅について生じた損失の金額を超える場合には、その超える部分の金額が災害関連支出として雑損控除の対象になります。

【法令等】

所法 72①、所令 206①二ロ、③、

5 店舗併用住宅に被害を受けた場合

問 災害により店舗併用住宅（1階店舗、2階住宅）に被害を受けました。
この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

1 雑損控除の取扱い

雑損控除の対象となる資産は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する生活に通常必要な資産となります。

したがって、店舗併用住宅について生じた損失のうち住宅部分は、雑損控除の対象となります。

なお、店舗併用住宅について生じた損失のうち店舗部分は、事業所得の金額の計算上、必要経費（資産損失）に算入することになります。

2 損失の金額の計算方法

店舗併用住宅について生じた損失の金額は、次の方法により計算した金額となります。

(1) 店舗部分について生じた損失の金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{損失の金額} \\ \text{(必要経費算入額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{被災直前の} \\ \text{帳簿価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{事業} \\ \text{専用} \\ \text{割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被災直後の} \\ \text{時 価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{事業} \\ \text{専用} \\ \text{割合} \end{array}$$

被災直後の時価が分からない場合は、「被害割合」を用いて差し支えありません。

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くことになります。

(2) 住宅部分について生じた損失の金額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{損失の金額} \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅部分の} \\ \text{取得価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{減価償却費} \\ \text{累積額} \\ \text{相当額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{被災直後の} \\ \text{時 価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{非事業} \\ \text{専用} \\ \text{割合} \\ \hline \end{array}$$

被災直後の時価が分からない場合は、「被害割合」を用いて差し支えありません。

(注1) 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

(注2) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くことになります。

【法令等】

所法 51、72

6 自宅の門扉に被害を受けた場合

問 大雪により車庫（カーポート）が倒壊したため、隣接する自宅の門扉やブロック塀に被害を受けました。

この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

1 雑損控除の取扱い

自宅の門扉やブロック塀については、生活に通常必要な資産と認められますから、自宅の門扉やブロック塀について生じた損失は、雑損控除の対象となります。

なお、車庫（カーポート）は、車両の所有に伴い使用されるものと認められますから、車庫が倒壊したことによる損失が雑損控除の対象となるかどうかは、当該車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

2 損失の金額の計算方法

門扉、ブロック塀及びカーポートについて生じた損失の金額は、次のいずれかの方法により、個々に計算した金額となります。

① 時価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \boxed{\text{被災直前の資産の時価}} - \boxed{\text{被災直後の資産の時価}}$$

(注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くこととなります。

② 簿価を基礎に計算する方法

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{資産の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費
累積額相当額}} \right) - \boxed{\text{被災直後
の資産の時価}}$$

(注1) 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

(注2) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合には、これを差し引くこととなります。

なお、上記の方法により計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

$$\boxed{\text{損失の金額}} = \left(\boxed{\text{資産の取得価額}} - \boxed{\text{減価償却費
累積額相当額}} \right) \times \boxed{\text{被害割合}}$$

(注1) 資産の取得価額が不明な場合には、その資産と同一の新品資産を購入すると仮定した場合の取得価額（再取得価額）として差し支えありません。

(注2) 減価償却費累積額相当額を計算する場合における耐用年数は、通常の耐用年数に 1.5 を乗じた年数とし、償却方法は旧定額法として計算します。

なお、減価償却費累積額相当額の計算に当たり、経過年数に 6 月以上の端数がある場合には 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てます。

【法令等】

所法 51、72、所令 85

(参考)

住宅の構造別耐用年数表

構 造	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
木造造	22 年	33 年	0.031
木骨モルタル造	20 年	30 年	0.034
(鉄骨)鉄筋コンクリート造	47 年	70 年	0.015
金属造①(※1)	19 年	28 年	0.036
金属造②(※2)	27 年	40 年	0.025

※1・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 以下の建物

※2・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が 3 mm 超 4 mm 以下の建物

車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

家財（ブロック塀、カーポート）の耐用年数表

種 別	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
ブロック塀	15 年	22 年	0.046
カーポート	45 年	67 年	0.015

7 災害関連支出の意義

問 災害関連支出とは、どのような支出をいいますか。

(答)

災害関連支出とは、次のようなものをいいます。

- (1) 災害により滅失又は損壊した住宅や家財などの取壊し又は除去するための費用
- (2) 被災資産を使用できるようにするために、その災害がやんだ日の翌日から一年を経過する日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）までに支出した次のようなもの
 - ① 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ② 原状回復のための支出（被災資産の損失の金額に相当する部分を除きます。）
 - ③ 損壊防止のための支出
- (3) 災害により住宅などに現に被害が生じ、その被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出 等

【法令等】

所法 72①一、所令 206①②、所基通 72-6

8 住宅の修繕費用

問 災害により住宅の一部（住宅の壁、雨どい）が被害を受けたため修繕を行いました。
この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

原状回復のための支出も災害関連支出として損失の金額に含まれますので、災害により被害を受けた住宅等について行う原状回復のための修繕費用は雑損控除の対象となります。

したがって、災害により被害を受けた住宅の壁、雨どいの修繕に当たり、同質の材料で修繕した場合は、その費用の全額が原状回復のための費用として災害関連支出（住宅の損失に相当する部分は除きます。）に該当し、雑損控除の対象となります。

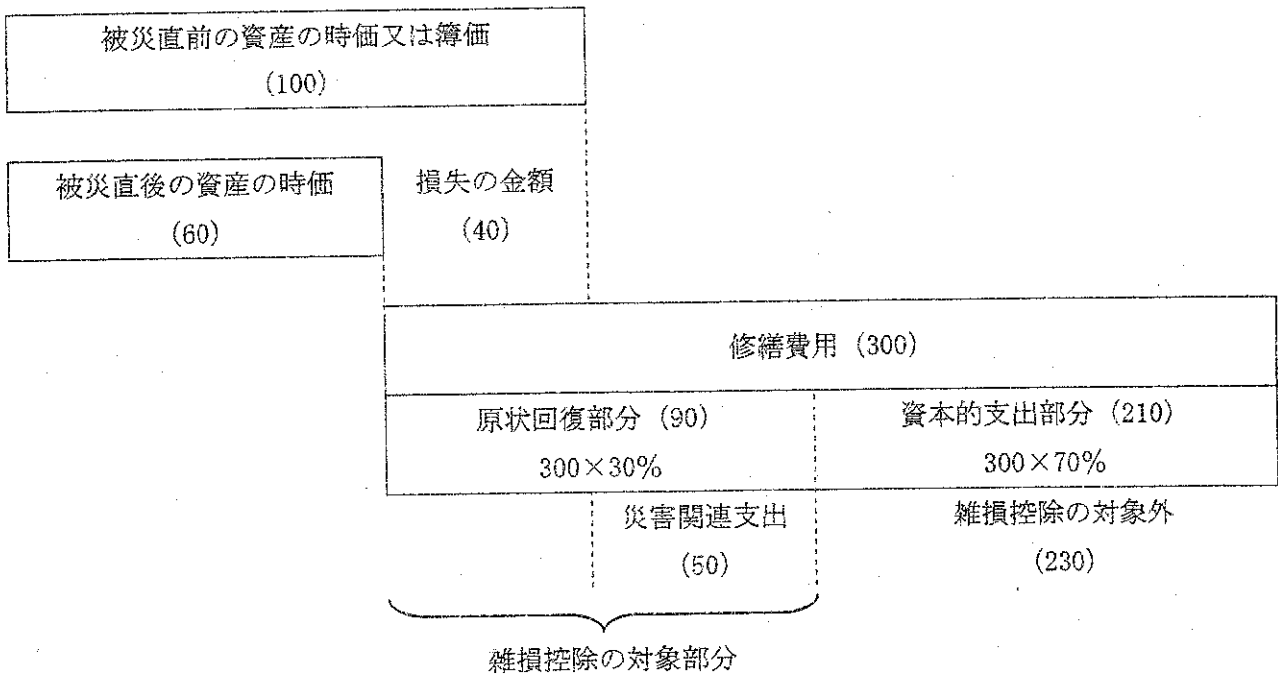
なお、被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すための支出（「資本的支出」といいます。）と認められる部分については、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な場合、その金額の 30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する金額）を資本的支出の部分の額とすることができます。

(注) これにより計算された原状回復のための支出の部分の額のうち、損壊した資産の損失の金額に相当する部分は災害関連支出に含まれません。

【参考】

原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な場合



【法令等】

所令 206、所基通 72-3

9-1 塀の原状回復費用

問 災害により自宅のブロック塀が基礎部分を残し損壊しました。

このため、修繕に当たり、基礎の上部に（被災前の）ブロックではなく、金属製のフェンスを設置しました。

この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

災害により被害を受けた資産の修繕に当たり、同質の材料で修繕した場合は、その費用の全額が原状回復のための費用として災害関連支出（資産の損失に相当する部分は除きます。）に該当し、雑損控除の対象となります。

なお、損壊した部分とともに損壊していない部分について修繕した場合や修繕に当たり塀の使用可能年数を延長又は価値を増加させる材質に変更した場合など被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すための支出（「資本的支出」といいます。）と認められる部分については、雑損控除の対象となる損失の金額には含まれません。

(注) 原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な場合、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する金額）を資本的支出の部分の額とすることができます。

【法令等】

所法 72、所令 206、所基通 70-8、72-6

9-2 隣家の塀の原状回復費用

問 災害により自宅のブロック塀が倒れ、隣家の塀を壊してしまいました。

このため、隣家の塀の原状回復のための費用として100万円を支払いましたが、この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

雑損控除の対象となる災害関連支出の範囲には、災害により住宅が倒壊し、その倒壊により第三者に損害を与えた場合に支出する損害賠償金等についても含まれます。

【法令等】

所法 72、所令 206、所基通 70-8、72-6

10 借家の原状回復のための修繕費

問 居住していた借家が災害により一部損害を受けました。
この場合、雑損控除の取扱いはどのようになりますか。

(答)

賃借人が修繕した場合、その費用について賃貸人に対して請求を行わないことが明らかな部分については、賃借人が原状回復のための修繕費を負担したことになりますので、その部分については賃借人の雑損控除の対象とされます。

なお、賃借人の負担により原状回復が行われた場合には、賃貸人については、その回復された限度においてその賃貸借建物の損失はなかったこととなります。

【法令等】

所令 206①、所基通 70-11、72-6

11 雪下ろし費用等を支出した場合

問 大雪で家屋の倒壊を防止するための①屋根の雪下ろしの費用、②家屋の外周の雪の取り除き費用、③これらに直接関連して必要となる雪捨て費用は、雑損控除の対象になりますか。

(答)

生活に通常必要な資産（居住用の家屋等）について支出した費用

大雪で家屋の倒壊を防止するための①屋根の雪下ろしの費用、②家屋の外周の雪の取り除き費用、③これらに直接関連して必要となる雪捨て費用は、資産の取得費となるものを除き、災害関連支出として雑損控除の対象になります。

具体的には、次のような費用が対象となります。

(1) 人夫賃

雪下ろし等のために雇用した者（生計を一にしている親族及び同一家屋内で生活している親族を除く。）に支払った賃金（日当、時間給又は請負金額）、旅費、除去用具等の借損料、食事費用等

(2) 除雪機械等の借上料

雪下ろし等のための機械類（ブルドーザー、パワーショベル等）や運搬車両（ダンプ式貨物自動車等）の借上料、借主が負担した燃料費（自己所有の機械等の燃料費を含む。）

(3) 雪下ろし等のためのスコップ等の購入費用

雪下ろしをするために購入したスコップ、運搬用そり（スノーダンプ）など

(注) この取扱いについては、御嶽山の噴火によって発生した火山灰等の除去費用も同様に取扱い
ます。

【法令等】

所法 72、所令 206

12 損害を補填する保険金等の範囲

問 損失の金額の計算において差し引くこととされている、損害を補填するための保険金や損害賠償金等とは、どのようなものをいいますか。

(答)

雑損控除の計算における損失の金額は、保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とされています。

具体的には、次のような保険金や損害賠償金などがこれに当たります。

- ① 損害保険契約又は火災保険契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金、見舞金
- ② 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金
- ③ 資産の損失により支払を受ける損害賠償金

(注) 被災者が受けた見舞金等は、一般的には非課税とされています。

また、支払を受けた保険金等の額が損失の金額を超える場合のその超える部分の金額についても、非課税とされています。

【法令等】

所法 9①十六、十七、72①、所令 30、所基通 9-23、51-6、72-6、相基通 21 の 3-9

13 保険会社から支払われる保険金等の取扱い

問 災害により車庫（カーポート）が倒壊し、車両に被害を受けたため、保険会社から保険金が支払われました。

この場合、保険金についてどのように取り扱われますか。

(答)

雑損控除の対象となる資産の被害に対して保険金等が支払われた場合、当該資産について生じた損失の金額から差し引くこととなります。

例えば、車庫（カーポート）の被害に対して保険金等が支払われた場合、支払われた保険金等については、車庫について生じた損失の金額から差し引くことになり、損失の金額を超える部分に相当する金額がある場合には、災害関連支出から差し引くこととなります。

(注) 車庫（カーポート）に生じた被害に対して保険金等が支払われた場合において、支払われた保険金等の額が車庫について生じた損失の金額及び災害関連支出の額を超えるときであっても、車両（自家用車）について生じた損失の金額から差し引く必要はありません。

【参考】

支払われた保険金等の額 100 万円の場合

車庫本体の損失額 50 万円	－	補填金額 50 万円	=	0 円
災害関連支出の額 100 万円	－	補填金額 50 万円	=	50 万円
雑損控除の対象となる金額		50 万円		

14-1 減価償却費累積額相当額の計算①（耐用年数の基本的な考え方）

問 損失の金額の計算において、減価償却費累積額相当額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようなになりますか。

（答）

（損失の金額の計算に当たり簿価を基礎に計算する場合における）減価償却費累積額相当額を計算は、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を差し引いた金額から被災直後の時価を差し引く、又は差し引いた金額に被害割合を乗じて計算しますが、この場合の減価償却費の計算は、資産に応じた耐用年数を1.5倍した年数により計算します。

（注1） 1.5倍した年数に1年未満の端数がある場合は、1年未満の端数は切り捨てます。

（注2） 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

また、減価償却費の計算は、旧定額法に準じて行うこととなります。

【法令等】

所法 49、所令 85

14-2 減価償却費累積額相当額の計算②（中古資産の耐用年数の考え方）

問 中古の車両（自家用車）について災害により被害を受けました。

この場合、損失の金額の計算に当たり、減価償却費累積額相当額を計算する場合に用いる耐用年数はどのようになりますか。

（答）

（損失の金額の計算に当たり簿価を基礎に計算する場合における）減価償却費累積額相当額を計算において、中古資産に係る耐用年数は、その取得の時以後のその中古資産の使用可能期間を見積もり、その年数によることができます。

しかし、その取得の時以後の使用可能期間を見積もることが困難な場合には、取得した中古資産が車両、建物、構築物等のように個別耐用年数が定められている資産については、次の方法で計算した年数とします。

① 法定耐用年数の全部を経過したもの

$$(\text{法定耐用年数} \times 20\%) \times 1.5$$

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$[(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数}] \times 20\% \times 1.5$$

この場合に、その計算した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその資産の耐用年数とします。

なお、「使用可能期間を見積もることが困難な場合」とは、その見積りのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならない場合や耐用年数の見積りに多額の費用を要する場合等をいいます。

【法令等】

所法 49、所令 85、耐令 3①、耐通 1-5-4、1-5-5

14-3 減価償却費累積額相当額の計算③（償却可能限度額の考え方）

問 被災した住宅は法定耐用年数の1.5倍の年数を既に経過しています。
この場合、損失の金額はどのように計算することになりますか。

（答）

（損失の金額の計算に当たり簿価を基礎に計算する場合における）損失の金額は、その住宅の取得価額から減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算することとしています。この場合の減価償却費の計算は、住宅の構造に応じた耐用年数を1.5倍した年数により計算します。

また、償却方法は、旧定額法に準じて行うこととされています。この旧定額法は、その償却費の額の合計額が取得価額の95%に相当する金額（償却可能限度額）に達するまで償却することができる計算方法であることから、耐用年数の1.5倍の年数を全て経過している場合であっても、住宅の取得価額の5%に相当する金額は残ることとなるため、この5%相当額に被害割合を乗じた金額が損失額となります。

（注1） 1.5倍した年数に1年未満の端数がある場合は、1年未満の端数は切り捨てます。

（注2） 減価償却費の額の合計額を計算する場合における経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

（注3） 旧定額法は、取得価額の90%相当額に1.5倍した年数に応じた償却率を乗じて計算します。

（注4） 業務用資産のように、減価償却費の額の合計額が取得価額の95%相当額に達した後において、取得価額の5%相当額から1円を控除した金額を5年間にわたり均等償却する計算は行いません。

【法令等】

所令 85、134①

14-4 減価償却費累積額相当額の計算④（経過年数の計算）

問 損失額を合理的な計算方法において算定する場合、減価償却費の計算において使用する経過年数はどのように計算することになりますか。

（答）

（損失の金額の計算に当たり簿価を基礎に計算する場合における）減価償却費累積額相当額の計算に当たっては、所得税法施行令 85 条の規定に準じて計算することとしています。

所得税法施行令 85 条 2 項 2 号は、「6 月以上の端数は 1 年とし、6 月に満たない端数は切り捨てる」と規定し、この判定をする期間について、所得税法 38 条 2 項は、「その取得の日から譲渡の日までの期間」と規定しており、「〇〇の日から〇〇の日まで」と定める期間の計算は、始期となる期日と終期となる期日を含めることとなりますから、例えば、1 月 12 日に取得した場合には 2 月 11 日で満 1 月となります。

したがって、雑損控除において準用するに場合には、「その取得の日から災害の始まった日までの期間」を日数計算することにより、「6 月以上、6 月未満」の判定をすることになります。

（注） 1 月に満たない端数を 1 月とする所得税法施行令 132 条 2 項の規定は、所得税法 38 条 2 項 2 号が準用する同法 49 条 1 項の委任先とはなっていないことから、適用することができません。

【例】経過年数の基準日（2 月 15 日の場合）

前年 8 月 16 日以前取得・・・・・・ 6 月以上 → 1 年

前年 8 月 17 日以後取得・・・・・・ 6 月未満 → 切捨て

（注） 例えば、〇年〇月頃に取得としか分からないような場合においては、取得月の翌月を起算月として、災害のあった月までの月数により経過年数を判定して差し支えありません。

【法令等】

所令 85

15 事業用固定資産に生じた損失の金額の計算方法

問 事業用固定資産について、災害により被害を受けました。

この場合、事業用固定資産の損失の金額は、どのように計算するのですか。

(答)

事業の用に供される固定資産の取壊し、除却、滅失（損壊による価値の減少を含みます。）その他の事由により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等で補填される部分の金額及び譲渡又はこれに関連して生じたものを除きます。）は、損失の生じた直前の帳簿価額から損失の基因たる事実の発生直後におけるその資産の価額（時価）と廃材など発生資材の価額との合計額を控除した金額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除きます。）となります。

【参考】

被災直前の事業用固定資産の帳簿価額		被災直後の事業用固定資産の価額 (時価)
		発生資材（廃材等）の価額
		保険金、損害賠償金等で補填される部分の金額
		事業用固定資産の損失の金額

(注) 「被災直前の事業用固定資産の帳簿価額」とは、年初における被災資産の未償却残高からその損失の生じた日までの減価償却費を控除した金額となります。

【法令等】

所法 51、所令 140、142、143、172、所基通 51-- 2

16-1 農業用固定資産が滅失した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が災害により滅失しました。この場合の損失の金額の取扱いはどのようにになりますか。

(答)

減価償却資産である農業用機械、ビニールハウス等が滅失した場合、その損失の金額(未償却残高)は、その年分の事業(農業)所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 51①、

16-2 農業用固定資産を修繕した場合

問 農業用機械、ビニールハウス等が災害により損壊したため修繕を行いました。この場合の修繕費用の取扱いはどのようにになりますか。

(答)

農業用機械、ビニールハウス等が損壊したため修繕した場合、その修繕費用(原状回復費用)は、その修繕費用の発生した日の属する年分として、事業(農業)所得の金額の計算上必要経費に算入することとなります。

【法令等】

所法 37①、70③、所令 203 二ロ

17-1 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱いについて①

問 雪害により、市町村から補助金（助成金）を受け取りました。
私は事業所得者ですが、課税上の取扱いは、どのようになりますか。

(答)

市町村等から補助金等を受け取った場合には、その補助金等の名称にかかわらず、支給規定等から①支給対象者、②制度の目的、③支給要件、④支給額などの詳細を確認した上で、その課税上の取扱いを判別することとなります。

なお、災害に対する主な補助金等の取扱いは、以下のとおりです。

【所得税が非課税とされるもの】

補助金等の名称	制度の目的	支給要件	支給額
事業者見舞金	事業用資産の損害に対する見舞金	市町村内で事業を営み、所有・使用している事業用資産の損壊で片づけ、修繕及び再建に10万円以上支出した場合	一律2万円
農業被害見舞金	農業用生産施設等の損壊に対する見舞金	市町村に住民登録があり、所有する農業用生産施設等の損壊で片づけ、修繕及び再建に10万円以上支出した場合	一律2万円
<p>【思考過程等】 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金に該当することから非課税 (所法9①十七、所令30三、所基通9-23)</p>			

【事業所得の収入金額となるもの】

補助金等の名称	制度の目的	支給要件	支給額等
〇〇被害事業用施設復旧支援金	事業用施設の復旧・撤去工事にかかる経費の一部支援	市町村内の事業用施設で復旧・撤去到20万円以上かかり、市町村内の施工業者が工事を行ったもの	支援対象工事経費の50%、100万円まで
災害復旧支援補助金	修繕等に対する助成	事務所、工場、店舗、車庫、業務用機械など被害額が20万以上	(保険の補填その他の助成金分を除く)修繕費の金額の1/2 上限200万円
<p>【思考過程等】 損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額は、非課税とされる保険金、損害賠償金に該当しないため(所令30①かっこ書き)</p>			

また、上記以外にも、平成25年度の大雪により被害を受けた被災農業者向け経営体育成支援事業として、要件に該当すれば、施設の再建・修繕などについて、助成金を受けることができる場合があります。

(参考)

被災農業者向け経営体育成支援事業(農林水産省HP)

17-2 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い②

問 雪害により、ビニールハウス（事業用施設等）が倒壊しました。

そのため、市町村等からビニールハウス（事業用施設等）の取得改良のための補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付を受けることになっておりますが、国庫補助金等の返還を要しないことが12月31日までに確定しています。

この場合の取扱いについて、どのようになりますか。

（答）

市町村等から補助金等を受け取った場合で、固定資産の取得又は改良（資本的支出）に充てた部分の金額に相当する金額は、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しません。

また翌年以降に、国庫補助金の交付を受け返還を要しないことが確定した場合については、固定資産の取得又は改良した年は、固定資産の取得又は改良した金額を基に減価償却費の計算を行い、国庫補助金等の額を控除するとともに、取得価額から交付を受けた国庫補助金等の額を控除するとともに、その交付を受けた日の未償却残高から未償却残高に見合う国庫補助金等の額を控除して減価償却費を計算することとなります。

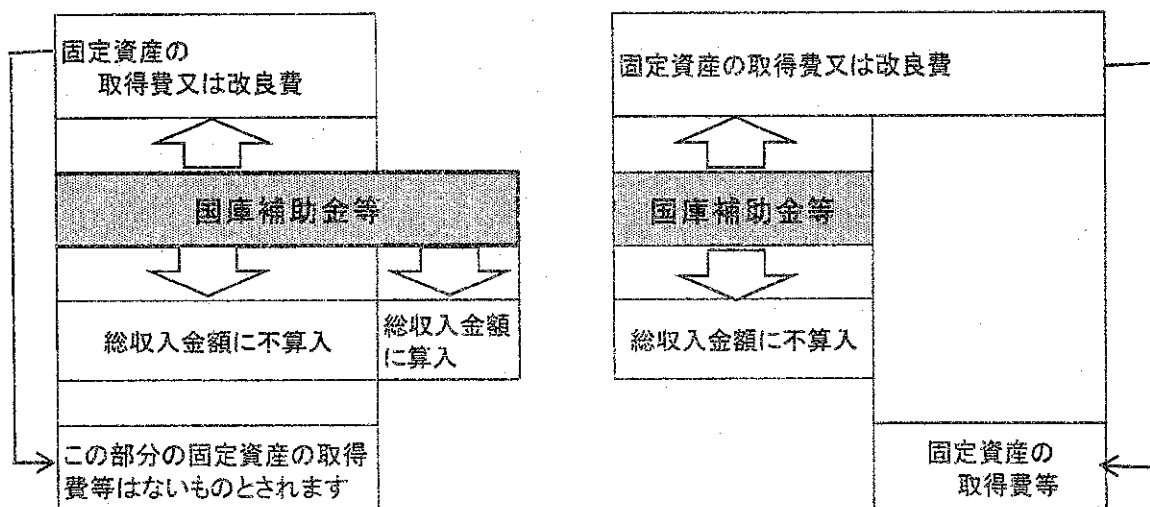
そして、交付された国庫補助金等の額と未償却残高に見合う国庫補助金等の額との差額を総収入金額に算入する方法が認められています。

なお、この制度を適用する場合には、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を提出する必要があります。

【法令等】

所法 42

（参考）



17-3 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い③

問 雪害により、ビニールハウス（事業用施設等）が倒壊しました。

そのため、市町村等からビニールハウス（事業用施設等）の取得改良のために補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付を受けることになっておりますが、国庫補助金等の返還を要しないことが12月31日までに確定していません。

この場合の取扱いについて、どのようになりますか。

（答）

固定資産の取得又は改良（資本的支出）に充てた部分の金額に相当する金額は、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しません。

その後、国庫補助金等の額のうち、返還を要しないことが確定した部分に相当する金額は、この国庫補助金等の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てられた金額のうち政令で定める金額を除き、その確定した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。

また、国庫補助金を返還することとなった場合については、交付を受けた国庫補助金等の全部又は一部について、返還すべきことが確定した場合には、これを返還することとなるため、交付を受けた時点において総収入金額不算入とされていたものであるから、これを返還することになっても、必要経費又は支出した金額に算入しません。

なお、この制度を適用する場合には、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を提出する必要があります。

【法令等】

所法 43

<算式>

返還を要しないことが 確定した金額(A)	— (A) ×	返還を要しないことが確定した日 における国庫補助金等によって 取得した固定資産の帳簿価額 <hr style="width: 100%;"/> 国庫補助金等によって取得した 固定資産の取得価額	=	総収入金額 算入額
-------------------------	---------	--	---	--------------

（注）この取扱いの適用を受ける場合において、国庫補助金等により固定資産を取得し、又は改良してその固定資産を業務の用に供している場合のその固定資産（減価償却資産）に係る減価償却資産の計算は、その国庫補助金等相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなります。

17-4 市町村等から補助金等を受け取った場合の取扱い④

問 所法 42 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入を適用した場合で、資産の取得価額から国庫補助金を差し引くと 10 万円以下となりました。

この場合の取扱いについて、減価償却として計算するのか、一括償却資産として必要経費とするのか、いずれの方法によるべきですか。

(答)

国庫補助金等の総収入金額不算入を適用した場合の減価償却費の計算について規定した所法 42 条 5 項を受けた所令 90 条 1 号は、「法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した固定資産については、その固定資産の取得に要した金額（中略）から同項の規定により総収入金額に算入されない金額に相当する金額を控除した金額をもって取得し、又は改良したものとみなす」と規定しています。

また、減価償却の償却費の計算を定めた同法 49 条 1 項を受けた所令 138 条（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）は、「減価償却資産で（略）取得価額が 10 万円未満であるものについては、第 4 款（減価償却資産の償却）の規定にかかわらず、その取得価額に相当する金額を（略）必要経費に算入する」と規定しています。

したがって、取得した資産は国庫補助金等控除後の金額で取得したものとみなされ、控除後の金額が 10 万円未満であれば、少額減価償却資産（一括償却資産）として必要経費に算入することができます。

【法令等】

所法 42、所法 49、所令 13、所令 90

18 災害等による消費税の選択届の変更

問 雪害を受けた簡易課税制度を選択している農業所得者が、本年分から一般課税にしたいが可能ですか。

(答)

雪害のやんだ日から2ヶ月以内に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を提出し、税務署長の承認があれば可能です。

【法令等】

消法37の2⑥

19 「り災証明書」の必要性

問 雑損控除の適用に当たり「り災証明書」のような被害を証明する書類の提出は必要ですか。また、家財のみの被害についても「り災証明書」は必要ですか。

(答)

「り災証明書」は、大震災により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災害原因や、全壊や半壊などの家屋についての被害状況等が表示されていることから、損失額の合理的な計算方法の被害割合を判定する際の目安になるものです。

なお、「り災証明書」は、住宅に被害を受けた場合に交付されるものであることから、家財の被害の状況については、「被害を受けた家財の明細書」等を基に損失の金額を計算することになります。

したがって、税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」（コピーでも可）を添付していただくか、又は提示していただくよう、お願いしているところです。

雑損失の金額の計算書

(平成 26 年分)

氏名 _____

この計算書は、平成 26 年中に発生した特定の災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	・	・
-------	--	-------	---	---

→申告書第二表「雑損控除」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (ハ×30%+イ)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハ イとロの区分が困難な金額	
原状回復のための支出			・	円	円	円	円	円
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
			・					
合 計								
取壊し、除去等の費用	区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】		
				・	円			
				・				
				・				
				・				
				・				
				・				
				・				
合 計								

3 損失額の計算

区 分		住 宅	家 財	車 両			C 合 計
		円	円	円	円	円	円
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には③、④、⑤の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①						
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	②						
①と②のいずれか大きい方の金額	③						
③のうち保険金等で補填される金額 (③<④の場合は④の金額)	④	()	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤						
原状回復に係る災害関連支出の金額(②-①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥						
取壊し、除却等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦						
⑦のうち保険金等で補填される金額 (⑦<⑧の場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨						
災害関連支出の金額(⑥+⑨)	⑩						
損失額の計(①+⑩)	⑪						

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

		損害金額等の全体	
			円
損害金額(③のC+⑦のC)	⑫		
保険金などで補填される金額 (④のC+⑧のC)	⑬		
差引損失額(⑫-⑬)	⑭		
所得金額	⑮		
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰		
差引損失額のうち災害関連支出の金額(⑩)	⑱		
⑱ - 50,000円	⑲		
雑損失の金額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		
雑 損 控 除 額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	

→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。

→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。

←この計算書の「書き方」をご覧ください。

→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。

→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。

←⑲に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。

書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。
記載に当たっては、次の点に注意してください。

1 損害の詳細

「損害の原因」欄には災害の名称を、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の支出」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記載してください。

- (1) 「損害額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額(保険金等を差し引く前の金額)を記入します。
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑬の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③のうち保険金等で補填される金額」④欄
原状回復のための支出に対して保険金等で補填された金額を記入します(③の金額が限度となります。)。なお、受け取るべき保険金等の金額をカッコ内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の合計額」⑦欄
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦のうち保険金等で補填される金額」⑧欄
取壊し、除去のための支出に対して保険金等で補填された金額を記載します(⑦の金額が限度となります。)。なお、受け取るべき保険金等の金額をカッコ内に記入します。

4 雑損失の金額(雑損控除額)の計算

(1) 「所得金額」⑩欄

使用する申告書の区分に応じて、それぞれ下記の金額を記入します。

○申告書Aを使用する場合

第一表の⑤欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 = 所得金額 _____ 円

○申告書Bを使用する場合

第一表の⑨欄の金額 _____ 円 + 退職所得金額 _____ 円 + 山林所得金額 _____ 円
+ 申告分離課税の所得金額(特別控除前) _____ 円 = 所得金額 _____ 円

なお、雑損失の繰越控除額のある方は、上記で計算した所得金額からその繰越控除額を差し引いたものが、所得金額となります。

(2) 「雑損控除額」⑭欄

⑩欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「所得金額」と⑭の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。

(3) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」⑮欄

⑩欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「所得金額」を⑮の金額から差し引いた金額を記入します。

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 _____

氏名 _____

損害年月日	損害の原因		
住宅・家財等の損失額の計算			
住宅の種類			
住宅の区分	平屋・二階建・その他()	平屋・二階建・その他()	
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート ・鉄筋コンクリート・鉄骨造	
住宅の取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
住宅の床面積	㎡	㎡	
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm	
浸水時間	時間	時間	
土砂(海水)の流入	有・無	有・無	
住宅の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡×_____㎡ = _____円
	(①・②)×0.9×償却率×経過年数 () (年)	③	
	被災直前の時価相当額((①・②)-③)	④	
	損害額(④×被害割合(____%))	⑤	
	保険金などで補填される金額	⑥	
	差引損失額(⑤-⑥)	⑦	
家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額(別紙から転記)	⑧	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 ____歳 : 夫婦・独身)	⑨	円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円×_____人 = _____円 子供 800,000円×_____人 = _____円 計 _____円
	被災直前の時価相当額(⑨+⑩)	⑪	円
	損害額((⑧・⑪)×被害割合(____%))	⑫	
	保険金などで補填される金額	⑬	
	差引損失額(⑫-⑬)	⑭	
車両の損失額	普通・軽の区分	普通・軽	普通・軽
	取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	車両の取得価額	⑮	円
	⑮×0.9×償却率×経過年数 () (年)	⑯	
	被災直前の時価相当額(⑮-⑯)	⑰	
	損害額(⑰×被害割合(____%))	⑱	
保険金などで補填される金額	⑲		
差引損失額(⑱-⑲)	⑳		
損失額の合計(⑦+⑭+⑳)	㉑		

書 き 方

- 1 この計算書は、平成26年中に発生した特定の災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。
- 2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。
- (1) 「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。
 - (2) 「損害の区分」欄： 災害の名称を記入します。
 - (3) 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。
なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「○階建て」又は「地下階あり」と記載してください。
 - (4) 「住宅の取得年月日」欄： 住宅の取得年月日を記載してください。
 - (5) 「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。
 - (6) 「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。
なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
 - (7) 「浸水時間」欄： 浸水した時間を記載してください。
 - (8) 「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。
 - (9) 「住宅・家財等の損失額の計算」欄
 - イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)により、住宅の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合は(2)により計算してください。
 - ロ 「2 家財の損失額」欄： 被災した家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)により、家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合は(2)により計算してください。
なお、(1)による場合は、別紙「災害を受けた家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
 - ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに、それぞれ記載してください。
なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - ニ 「保険などで補填される金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。
 - ホ 「③」及び「⑬」欄： 償却率は、通常の耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は切り捨てます)に応じた率を使用します。耐用年数の1.5倍の年数をすべて経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。
経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。
また、中古資産についての使用する耐用年数及び償却率は税務署におたずねください。

参考1：住宅の構造別耐用年数表

構 造	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
木造	22年	33年	0.031
木骨モルタル造	20年	30年	0.034
(鉄骨)鉄筋コンクリート造	47年	70年	0.015
金属造①(※1)	19年	28年	0.036
金属造②(※2)	27年	40年	0.025

※1…軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※2…軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

参考2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0.166

雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」

国税局・税務署
雑損控除の適用において、災害等による被害を受けた住宅や家財、車両の「生活に通常必要な資産」に係る損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基に計算することとされており、平成26年以降に生じた損失については、その資産の帳簿上の価額を基に、損失額を計算することもできるようになりました（※）。したがって、災害等で損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の「損失額の合理的な計算方法」により計算していただいで差し支えないこととしております。

なお、合理的な計算方法によって計算した損失額が実際にそぐわない場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

（※）雑損控除の損失額の計算（所得税法施行令206条3項）

$$\left[\begin{array}{l} \text{被災直前の} \\ \text{資産の時価} \\ \text{又は} \\ \text{被災直前の} \\ \text{資産の時価} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{被災直後の} \\ \text{資産の時価} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{損失額}$$

1 住宅の損失額の計算

住宅の損失額は、次の方法により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{被災直前の時価} \\ \text{又は} \\ \text{(1)又は(2)の住宅の} \\ \text{被災直前の時価} \\ \text{相当額} \end{array} \right] \times \text{被害割合 (別表3)} - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{損失額}$$

《「住宅の被災直前の時価相当額」の計算》

(1) 取得価額が明らかでない場合
住宅の取得価額から減価償却費を差し引いて、当該住宅の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費} \quad (\text{参考1})(\text{注1})(\text{注2})$$

$$\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{住宅の被災直前の時価相当額}$$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数は、法定耐用年数に1.5倍したものの（この年数に1年未満の端数が生じた場合は切り捨て）を用います（以下同じ）。

(注2) 「経過年数」は、取得の時から損失が生じた時までの期間を計算し、1年未満の端数が生じた場合には、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます（以下同じ）。

(2) 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域別・構造別の1㎡当たりの工事費用に総床面積（事業用部分を除く）を乗じた金額から減価償却費を差し引いて、当該住宅の被災直前の時価相当額を計算します。

$$1\text{㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積} = \text{住宅の取得価額} \quad (\text{別表1})(\text{注})$$

$$\text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費} \quad (\text{参考1})$$

$$\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{住宅の被災直前の時価相当額}$$

(注) 該当する県の工事費用が全国平均を下回る場合には、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

2 家財の損失額の計算

家財の損失額は、次の方法により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{被災直前の時価} \\ \text{又は} \\ \text{(1)又は(2)の家財の} \\ \text{被災直前の時価} \\ \text{相当額} \end{array} \right] \times \text{被害割合 (別表3)} - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{損失額}$$

《「家財の被災直前の時価相当額」の計算》

(1) 取得価額が明らかでない場合

個々の家財の取得価額から減価償却費を差し引いて、当該家財の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{家財の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費} \quad (\text{参考3})$$

$$\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{家財の被災直前の時価相当額}$$

(2) 取得価額が明らかでない場合（別表2）

家族構成別家財評価額により、家財の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{家族構成別家財評価額} + \text{加算額} = \text{家財の被災直前の時価相当額}$$

3 車両の損失額の計算

車両の損失額は、次の方法により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{車両の} \\ \text{被災直前の} \\ \text{時価相当額} \end{array} \right] \times \text{被害割合 (注)} - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{損失額}$$

(注) 車両に係る「被害割合」は、別表3「被害割合表」を参考に、個々の被害状況を踏まえ被害割合を算定します。

《車両の被災直前の時価相当額の計算》

$$\text{車両の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費} \quad (\text{参考2})$$

$$\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{車両の被災直前の時価相当額}$$

別表3 被害割合表

区分	被害区分	被害割合		損
		住宅%	家財%	
損	全壊・流出・埋没・倒壊	100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)			住宅の主要構造部の損壊額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
壊	半壊	50	50	住宅の主要構造部の損壊額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が当該程度には達しないが、相当の償却費を要する被害を要した場合は、
浸	床上1.5m以上	80	100	海水や土砂を伴う場合には、上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の割合を使用する。なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
	床上1m以上	(65)	(100)	
	床上	55	85	
	床下	75	100	
	床上50cm未満	(40)	(70)	
水	床上	60	90	床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を二階床と見做し、平屋の割合を使用します。
	床上1m未満	50	85	
	床上50cm未満	(45)	(75)	
	床上	45	70	
	床上50cm未満	(30)	(55)	
床	平屋	40	55	二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも二階建以上を使用している場合をいいます。
	二階建以上	(25)	(40)	
床	平屋	35	40	二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも二階建以上を使用している場合をいいます。
	二階建以上	(20)	(25)	
床	平屋	15	15	二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも二階建以上を使用している場合をいいます。
	二階建以上	(0)	(0)	

(注) 車庫に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、水浸などで「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表1 地域別・構造別の工事費用表 (1㎡当たり) (単位:千円)

構造	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
県名				
茨城	(159)	(100)	(186)	(187)
栃木	(159)	(163)	(148)	(192)
群馬	(159)	(100)	196	(185)
埼玉	(158)	297	191	206
新潟	161	(162)	(185)	(186)
長野	173	236	202	(189)
全国平均	161	218	189	204

(注) 該当する県の工事費用が全国平均を下回る場合(かつ書き)については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
29 ~	500	
30 ~ 39	800	300
40 ~ 49	1,100	
50 ~	1,150	

(注) 加算額として、世帯(夫婦又は独身)以外の世帯を一にする大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算、子供1名につき80万円を加算します。
なお、「生計を一にする」判定及び「年齢18歳以上」の判定は、「災害の起きた日」の現況によります。

【参考1】住宅の償却率(旧定額法)

建築物の構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018
骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合板組造	33年	0.031
木骨モルタル造	30年	0.034

(注) 耐用年数は、法定耐用年数を1.5倍したものとさせていただきます。

経過年数早見表

「経過年数」は、取得の日から損失が生じた時点までの時期を計算し、1年未満の経過年数は、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます。
(例) 平成26年7月1日に災害があった場合)

取得年月日	経過年数
38年01月16日	50
39年01月16日	49
40年01月16日	48
41年01月16日	47
42年01月16日	46
43年01月16日	45
44年01月16日	44
45年01月16日	43
46年01月16日	42
47年01月16日	41
48年01月16日	40
49年01月16日	39
50年01月16日	38
51年01月16日	37
52年01月16日	36
53年01月16日	35
54年01月16日	34
55年01月16日	33
56年01月16日	32
57年01月16日	31
58年01月16日	30
59年01月16日	29
60年01月16日	28
61年01月16日	27
62年01月16日	26
63年01月16日	25
64年01月16日	24
65年01月16日	23
66年01月16日	22
67年01月16日	21
68年01月16日	20
69年01月16日	19
70年01月16日	18
71年01月16日	17
72年01月16日	16
73年01月16日	15
74年01月16日	14
75年01月16日	13
76年01月16日	12
77年01月16日	11
78年01月16日	10
79年01月16日	9
80年01月16日	8
81年01月16日	7
82年01月16日	6
83年01月16日	5
84年01月16日	4
85年01月16日	3
86年01月16日	2
87年01月16日	1
88年01月16日	0

(注) 8月に取得した方で、取得日が不明な場合には、9月1日に取得したものとさせていただきます。

雑損失の金額の計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうち災害関連支出がある場合に使用します。
 ※「雑損失の金額」とは、災害等により生活に通常必要な資産に受け付けた損失のうち、災害等が生じた年分の雑損失額として控除しきれない金額のことをいいます。
 なお、控除しきれない部分の金額は、翌年以後3年間繰り越すことができます。

雑損失の金額の計算書

氏名 團圓 太郎

この計算書は、平成28年2月から3月までの間の火災により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうち災害関連支出がある場合に使用します。
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて提出します。

1 災害の原因 2月～3月の火災 損害年月日 26・2・14 住宅被害第二書「雑損失」の「雑損失の項目」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ記載します。

区分	区別	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳	A 原状回復のための支出額 (A×90%+B)
原状回復	住宅	雨どいの取替	26・3・1	1,500,000	原状回復に要する費用 1,500,000	450,000
原状回復	家財	家具の修理	26・3・15	200,000	原状回復に要する費用 200,000	60,000
原状回復	家財	カーペットの取替	26・3・18	170,000	原状回復に要する費用 170,000	170,000
原状回復	家財	カーペットの取替	26・3・15	700,000	原状回復に要する費用 700,000	700,000
合計						

資本的支出とは、固定資産の使用可能期間を延長又は価額の増加をもたらす支出のことをいいます。

2 災害関連支出の内訳

区分	区別	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳	雑損失の金額
雑損失	住宅	26・2・28	70,000	雑損失の金額 70,000	70,000
合計					

3 雑損失の金額の計算

区分	区別	金額
雑損失の金額	住宅	70,000
雑損失の金額	家財	1,380,000
合計		1,450,000

4 雑損失の金額(雑損失額の計算)

区分	区別	金額
雑損失の金額	住宅	70,000
雑損失の金額	家財	1,380,000
合計		1,450,000

災害関連支出とは、(1)～(3)の支出のことをいいます。
 災害関連支出とは、(1)～(3)の支出のことをいいます。
 (1) 災害後おおむね1年以内の被災住宅家財等の取壊しなどの支出
 (2) 被災住宅家財等が損壊した場合の災害のやんだ日の翌日から1年以内した①の災害により生じた土砂などを除去するための支出、②当該住宅家財等の原状回復のための支出(当該住宅家財等の損失額を除きます。)、③当該住宅家財等の損壊等を防止するための支出
 (3) 住宅家財等につき損壊被害が生じているなどの場合における被害の拡大などを防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

※2枚目(次葉)

3 損失額の計算

区分	区別	住宅	家財	車	高	C 合計
損失額	住宅	426,972	137,200	525,225		1,089,397
損失額	家財	450,000	230,000	700,000		1,380,000
損失額	車					
損失額	高					
合計						

4 原状回復のための支出額の転記

区分	区別	金額
原状回復のための支出額	住宅	450,000
原状回復のための支出額	家財	1,380,000
合計		1,830,000

5 確定申告書からの転記

区分	区別	金額
雑損失の金額	住宅	70,000
雑損失の金額	家財	1,380,000
合計		1,450,000

1 被災原因に関する事項

「損害年月日」 災害の始まった日を記載します。
 「損害の原因」 災害の名称を記入します。

2 災害関連支出に関する事項

災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の支出」に区分して、記入します。

3 損失金額(①)欄の転記

損失額の計算書(裏面の計算書)において記載した金額を、それぞれ転記します。
 住宅 損失額の計算書⑤欄の金額
 家財 損失額の計算書⑥欄の金額
 車両 損失額の計算書⑦欄の金額
 ※ 転記する金額は、いずれも保険金などの補てんされる金額を差し引く前の金額となります。

4 原状回復のための支出額の転記

原状回復のための支出額は、2 災害関連支出の内訳の「A原状回復のための支出額」欄及び「B支払金額」欄の金額を、それぞれの区分に応じ、その金額を記入(転記)します。

5 確定申告書からの転記

使用する申告書の区分に応じて、次の金額の合計額を記載します。

申告書A	第一表⑤欄の金額	申告書B	第一表⑥欄の金額
	雑損失所得金額		雑損失所得金額
			山林所得金額
			申告分離課税所得金額
			(※特別控除除却)

4 雑損失の金額(雑損失額の計算)

区分	区別	金額
雑損失の金額	住宅	70,000
雑損失の金額	家財	1,380,000
合計		1,450,000

5 雑損失の金額(雑損失額の計算)

区分	区別	金額
雑損失の金額	住宅	70,000
雑損失の金額	家財	1,380,000
合計		1,450,000